

新型コロナウイルス感染症の取り扱いが変わります

令和5年5月8日 から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが
5類感染症 となり、季節性インフルエンザと同様の取り扱いとなります。

小・中学校における5月8日以降の感染症対策

マスクの着用

学校教育活動内では、基本的にマスクの着用を求めません。

ただし、次のような活動場面に応じて一時的に対策をすることがあります。

- ・近距離で会話をする場合
- ・対面で会話をする場合
- ・大きな声を出す場合



日常的な感染症対策

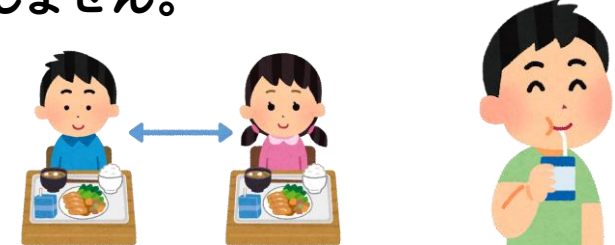
次の対策は継続します。

- ・児童生徒の健康状態把握
- ・適切な換気の確保
- ・手指消毒と咳エチケット指導



給食など飲食の場面

「大声での会話は控えること」とし、食育等の教育的な観点から「黙食」とはしません。



校外学習など

校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスク着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員のマスク着用を推奨します。



授業参観・学校行事等

授業参観・運動会・体育祭・文化祭等への保護者の参加については、原則として人数制限は行いません。
※会場の収容人数によって判断することとします。

感染した場合

児童生徒が**感染した場合は出席停止**となります。学校にご相談ください。
※「学びを止めない」ために、1人1台端末を効果的に活用します。

発熱やのど痛・せき等、普段と異なる症状がある場合は出席を控えましょう。